

公 告 8 号
令和 7 年 10 月 9 日

被 保 險 者 各 位

三菱重工健康保険組合
理事長 谷 浦 稔

組合規約一部変更の件

当組合規約の一部を下記のとおり変更しましたので、健康保険法施行令第3条第2項および組合規約第52条の規定により公告します。 了

記

1. 「ロジスネクスト東北株式会社 宮城県仙台市」を削除する。
2. 「ロジスネクスト東京株式会社 東京都大田区」を削除する。
3. 「ロジスネクスト関信越株式会社 新潟県新潟市」を削除する。
4. 「ロジスネクスト中部株式会社 愛知県名古屋市」を削除する。
5. 「ロジスネクスト中国株式会社 広島県広島市」を削除する。
6. 「ロジスネクスト四国株式会社 香川県高松市」を削除する。
7. 「ロジスネクスト九州株式会社 福岡県福岡市」を削除する。
8. 「ロジスネクスト近畿株式会社 大阪府守口市」を「ロジスネクストジャパン株式会社 大阪府守口市」に改める。
9. 「ロジスネクストジャパン株式会社」の所在地を「大阪府守口市大日東35-2」から「京都府長岡京市東神足二丁目1番1号」に改める。
10. 「三菱重工グループ労働組合連合会 東京都港区」を「三菱重工労働組合 東京都港区」に改める。
11. 「三菱重工グループ労働組合連合会 本社・横浜地区本部 東京都港区」を「三菱重工労働組合 本社・横浜支部 東京都港区」に改める。
12. 「三菱重工グループ労働組合連合会 名古屋地区本部 愛知県名古屋市」を「三菱重工労働組合 名古屋支部 愛知県名古屋市」に改める。
13. 「三菱重工グループ労働組合連合会 神船地区本部 兵庫県神戸市」を「三菱重工労働組合 神戸造船支部 兵庫県神戸市」に改める。
14. 「三菱重工グループ労働組合連合会 三原地区本部 広島県三原市」を「三菱重工労働組合 三原支部 広島県三原市」に改める。
15. 「三菱重工グループ労働組合連合会 相模原地区本部 神奈川県相模原市」を「三菱重工労働組合 相模原支部 神奈川県相模原市」に改める。
16. 「三菱重工グループ労働組合連合会 高砂地区本部 兵庫県高砂市」を「三菱重工労働組合 高砂製作所支部 兵庫県高砂市」に改める。
17. 「三菱重工グループ労働組合連合会 広島地区本部 広島県広島市」を「三菱重工労働組合 広島支部 広島県広島市」に改める。

18. 「三菱重工グループ労働組合連合会 下関地区本部 山口県下関市」を「三菱重工労働組合 下関造船支部 山口県下関市」に改める。
19. 「三菱重工グループ労働組合連合会 長崎地区本部 長崎県長崎市」を「三菱重工労働組合 長崎造船支部 長崎県長崎市」に改める。
20. 「三菱重工グループ労働組合連合会 日立地区本部 茨城県日立市」を「三菱重工労働組合 日立支部 茨城県日立市」に改める。
21. 「三菱重工グループ労働組合連合会 呉地区本部 広島県呉市」を「三菱重工労働組合 呉支部 広島県呉市」に改める。

附 則

(施行期日)

この規約は令和7年10月1日から施行する。

以 上